

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アスクール株式会社		コード	2678
提出日	2023/7/21	異動（予定）日	2023/8/4	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	市毛 由美子	社外取締役	○												○			訂正・変更	有
2	後藤 玄利	社外取締役	○												○				有
3	塚原 一男	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
4	青山 直美	社外取締役	○												○				有
5	浅枝 芳隆	社外監査役	○												○				有
6	中川 深雪	社外監査役	○												○				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	市毛由美子氏がパートナーを務めるのぞみ総合法律事務所、社外監査役を務める出光興産(株)との間で、当社商品の販売取引があります。当社は、のぞみ総合法律事務所と法律顧問契約、訴訟代理契約等は締結しておらず取引はありません。また、出光興産(株)から当社に対する取引はありません。	市毛由美子氏は、企業内弁護士を経て、弁護士としてグループガバナンスを含むコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、知的財産等の分野における専門性の高い知見と実務経験を有しており、これまでに上場子会社を含む複数社の社外取締役・社外監査役、また弁護士会・弁護士連合会や公益法人の役員を務めております。2020年3月に当社社外取締役就任以来、取締役会における経営判断および意思決定の過程において重要な役割を果たすだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べるとともに、任意の指名・報酬委員会においては委員として、独立した立場から多様性を踏まえた意見を述べる等、当社の企業価値向上および経営監督機能の強化に極めて高く貢献いただいております。引き続き社外取締役候補者としております。また、左記の当社商品の販売取引金額は、下記の補足説明Bの独立役員の要件内であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。
2	後藤玄利氏が代表取締役を務めるKotozna(株)との間で、当社商品の販売取引があります。また、Kotozna(株)から当社に対する取引はありません。当社は、同氏が董事長を務める語朋科技（珠海）有限公司、Managing Directorを務めるKotozna Singapore Pte Ltdとの取引はありません。	後藤玄利氏は、医薬品のインターネット販売という革新的な事業を立ち上げ、代表取締役として長年事業経験に携わり、eコマース市場において同社の成長を牽引した経験・実績と、eコマース分野のみならずデジタルサービス分野における豊富な実務経験、高い知見と見識を有しております。2020年3月に当社社外取締役就任以来、取締役会における経営判断および意思決定の過程において中長期的な経営戦略に対する提言を行う等重要な役割を果たすだけでなく、任意の指名・報酬委員会においては委員として、独立した立場から豊富な経験に基づいた意見を述べる等、当社の企業価値向上および経営監督機能の強化に極めて高く貢献いただいております。引き続き社外取締役候補者としております。また、左記の当社商品の販売取引金額は、下記の補足説明Bの独立役員の要件内であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。
3		塚原一男氏は、グローバルに事業展開する重工業メーカーにおいて、海外駐在の経験を含め幅広い業務を担当された後、同社の代表取締役副社長を務められました。また、現在まで複数社の社外取締役にも就任され、企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識・倫理観を有しております。2020年3月に当社社外取締役就任以来、取締役会における経営判断および意思決定の過程において重要な役割を果たすだけでなく、任意の指名・報酬委員会の委員長として独立した立場から委員会の活発な対話を主導する等、当社の企業価値向上および経営監督機能の強化に極めて高く貢献いただいております。引き続き社外取締役候補者としております。
4	青山直美氏が代表取締役を務める(有)スタイルビズとの取引はありません。同氏が社外取締役を務める(株)イズミとの間で、当社商品の販売取引があります。また、(株)イズミから当社に対する取引はありません。	青山直美氏は、消費者目線のマーケティング支援企業を設立し、企業のソーシャルメディア運営やeコマース関連のアドバイザーを務めるなど高い専門性と豊富な経験を有しております。また、現在まで複数社の社外取締役にも就任され、企業経営に関する豊富な経験を有しております。2022年8月に当社社外取締役就任以来、取締役会における経営判断および意思決定の過程において中長期的な経営戦略に対する提言を行う等重要な役割を果たすだけでなく、任意の指名・報酬委員会においては委員として、独立した立場から豊富な経営経験に基づいた意見を述べる等、当社の企業価値向上および経営監督機能の強化に極めて高く貢献いただいております。引き続き社外取締役候補者としております。また、左記の当社商品の販売取引金額は、下記の補足説明Bの独立役員の要件内であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。
5	浅枝芳隆氏が社外取締役を務める(株)島根銀行、所長を務める浅枝芳隆公認会計士事務所、および社外監査役を務めるウイングアーク1st(株)との間で当社商品の販売取引があります。また、当社はウイングアーク1st(株)との間で、ソフトウェア利用に関する取引があります。	浅枝芳隆氏は、公認会計士としてのグローバルな会計・監査等の実務経験および専門的な知見をもとに、2020年8月に当社社外監査役に就任以来、当社の業務執行の監査機能を適切に担っていただいております。また、左記の当社商品の販売取引金額およびソフトウェア利用に関する取引は、下記の補足説明Bの独立役員の要件内であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。

6	<p>中川深雪氏が法科大学院で教授を務める中央大学、所長を務める香水法律事務所、社外取締役を務める日東工業(株)、日産化学(株)、社外監査役を務める(株)ファンケル、(株)SB 新生銀行との間で当社商品の販売取引があります。また、当社は(株)ファンケルとの間で、化粧品・健康食品等の仕入に関する取引があります。また、当社は香水法律事務所との間で法律顧問契約、訴訟代理契約等は締結していません。</p>	<p>中川深雪氏は、東京地方検察庁など検事として長年にわたり法曹界での実務経験を有しております。また、法曹としての専門性に加え、複数社の社外取締役・社外監査役を務めており、2022年8月に当社社外監査役に就任以来、外部の視点から客観的・中立的な立場で当社の監査に反映いただいております。また、左記の当社商品の販売取引金額および仕入取引金額は、下記の補足説明Bの独立役員の要件内であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。</p>
---	--	---

4. 補足説明

<p>○「独立性判断基準」について 当社は、「独立役員指定規程」を定めており、以下の事項の全てに該当しない社外役員の全員について、本人の同意を得たうえで、独立役員に指定するものとしております。</p> <p>A. 現在および過去において当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者。 ※「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。</p> <p>B. 現在および過去における当社の主要な取引先またはその業務執行者。 ※「主要な取引先」に該当するか否かについては、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに掲げる「当社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）」に準じて当社が判断するもので、当社では商取引については連結売上高・仕入高の2%を目処、金融機関取引については借入残高が連結純資産の30%を目処とする。</p> <p>C (1). 現在または就任の前5年以内に、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタントや士業、会計監査人、顧問税理士または顧問弁護士。当該財産を得ている者が法人・組合等の団体に所属する場合は、同じ団体に所属する者のうち就任の前5年以内に業務上当社を直接担当した者を含む。</p> <p>C (2). 現在または就任の前5年以内に、当社から多額の金銭その他の財産を得ていたコンサルティング会社、会計監査法人、税理士法人または弁護士法人等の団体に所属する者。ただし、過去については就任の前5年以内に業務上当社を直接担当した者に限る。</p> <p>※「多額の金銭その他の財産」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ニまたは同第76条第4項第6号ニの「多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）」に準じて当社が判断するもので、当社では、支給された財産（複数年にわたる場合は直近1年間）が社外取締役基本報酬額を上回る場合を「多額の金銭その他の財産」に該当するものとする。</p> <p>D. 現在および過去において、当社、当社の親会社、子会社および兄弟会社の業務執行者、業務執行者でない取締役または監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）に該当する/していた者。 ※「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。 ※「兄弟会社」とは、当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。</p> <p>E. 現在および過去において、当社の主要株主である/あった者。なお、当該主要株主が法人・組合等の団体である場合には、現在および過去において当該団体の業務執行者、業務執行者でない取締役または監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）に該当する/していた者を含む。 ※「主要株主」とは金融商品取引法第163条第1項で規定される「自己又は他人（仮設人を含む）の名義をもって発行済株式の総数の100分の10以上の株式（株式の所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く）を有している株主」のこと。</p> <p>F. 次の①②のいずれかに掲げる者の近親者 ①本条のAからEまでに掲げる者 ②当社、当社の親会社、子会社および兄弟会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合には、その職務を行うべき社員を含む。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る） ※「近親者」とは二親等内の親族をいう。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、本基準における近親者には該当しない。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。